

議長	休憩前に引続き会議を再開いたします。 質問順位2番 1番議員 三分一淳議員。
議長	三分一議員どうぞ。
三分一議員	<p>おはようございます。</p> <p>質問に先立ちまして、この一般質問という大変貴重な場を与えてくださいました 関係者の皆様に心より御礼申し上げます。</p> <p>そして、事前通告に従い、「家族でやま学の日」「自転車保険の加入義務化」について質問をさせていただきますが、町長・教育長並びに各課長・局長の皆様には、建設的な議論のために、ご協力の方、宜しくお願い致します。</p> <p>まず始めに、質問の背景について、説明致します。</p> <p>今年度の始めの定例会見により、山口県では村岡知事が「人口減少の克服に確かな道筋をつけていく、その新たなスタートとなる重要な一年。」とおっしゃったように、人口減少の克服を最重要課題とし、施策の中心として取り組んでいくことを発表されました。</p> <p>それは、少子化の流れを変える、社会減の流れを打ち切る、住み良い地域社会を創る、この3つの視点から、より効果的な施策に、重点的な予算配分も行われたようです。</p> <p>人口減少の大きな要因である少子化への具体的な取り組みとして、これまでの働き方改革に加えて、こどもや子育てにやさしい休み方改革、これが山口県全体でスタートされます。</p> <p>この、こどもや子育てにやさしい休み方改革の内容は主に4つです。1つめは、休暇を家族で一緒に過ごせる仕組みづくり。2つめ、こどものために休むことが当たり前となる、社会全体の機運醸成。3つめに、こどもと過ごすための休暇を取得しやすい職場環境づくり。4つめ、家族で山口への愛着を育みながら楽しめるコンテンツの充実。です。</p> <p>これらを同時に進め、本県の未来を支える若い世代のニー</p>

ズ・希望である、親子で一緒に過ごしたいという、そうした時間や機会を増やしていくことで、子育てすることの楽しさ・喜びを実感してもらいます。

そうすることで子育て満足度の向上を図ると共に、それを機会に山口県の愛着を深めてもらい、山口県での定着ということに繋がられるものと考え進められているようです。

また3つの視点のうち、住み良い地域社会を創るという部分では、先ほどの施策による山口県に定住させるまでの過程・プロセスによって変化する外部環境面でもそうですが、現在・今住んでいる県民に対して、安心して暮らすことができる地域社会を創るという意味を含んでいるものと思われれます。そのため、近日、同等の目的となる様々な条例等も制定されております。

このように、山口県では、人口減少をはじめとする多くの課題を乗り越えて安心で、希望と活力に満ちた山口県を掲げ、実現していく方向性を示しています。

和木町の場合ではどうでしょうか。もし現状が異なるようであれば、相似した施策は必要なくなりますので、今一度確認してみたいと思います。

和木町の人口をしめした、資料1の図をご覧ください。

この図の縦軸に和木町の人口を、横軸に西暦・年数とし、和木町の人口の推移を示しています。令和5年11月に国立社会保障・人口問題研究所で発表された予測では、この青の棒状に示したように、2020年の国勢調査人口6,034人から、徐々に減少し、2050年に4,541人になるとされています。

現在、和木町の人口は2024年5月31日時点で5,853人ですが、25年後には1,300～1,400人程度の人口減少が予測されています。

またこれに関連して、つい先日、少し世間の話題にもなりましたが、人口戦略会議において公表されたデータ、資料2の表をご覧ください。この表において左に項目名、右に該当する名称や数値を記載しています。この基準は人口減少のスピードに最

も関連のある、各地域の20から39歳の女性の人数を重要視して判断しています。

その結果、和木町では、20歳から39歳の女性の人口変化率が、-50%を超えず、26.7%であるため、現在のところ消滅可能性自治体にはなっていません。

しかしながら、中分類として、自然減は小ですが、社会減、そこで中になっております。そのため、人口戦略会議の分析結果では社会減対策が必要とされています。

このことから、和木町も山口県全体と同様に人口減少が進んでおり、地域の転入より転出が増大してしまう社会減という課題も抱えております。

社会減対策が必要という観点からも、山口県と相似した取り組みを進めることも、より良き政策になることが考えられます。

以上の背景より、まず、こどもや子育てにやさしい休み方改革として、山口県で進められている「家族でやま学の日」の制度導入を提案すると共に、質問させていただきます。

山口県では、本年度から「家族でやま学の日」の制度を導入することを明らかにしました。新聞や報道によるとこの制度の概要は、働く保護者の休日に合わせて、公立学校に通う子供が、郊外で自由に学習ができる仕組みです。

年に3日程度取得可能で、届出を提出することで自主学習活動となり、欠席の扱いにならないというものです。

再度とはなりますが、目的としては、親子で過ごす時間を増やして山口県での子育て満足度と愛着度を上げ、定住率を向上させることで、人口の減少を抑制するという主旨も大きいので、和木町にとっても有用なものだと思われれます。

そして、これは県が進めている制度・施策になりますが、市町村によって実情の違いもあることから、地域によってはやる・やらない、また開始時期や各基準の変更が許されているため、市町村によって異なるものとなる可能性があるようです。

いずれにしても、現在和木町の学校・こども園に通う子供を持つ保護者にとっては、子供を健全に育てていくため、

大変興味深い制度だと思います。早い学校では6月から開始されるものもあるようですので、和木町の場合の「家族でやま学の日」制度について質問させていただきます。

この「家族でやま学の日」の制度は、再度となりますが、山口県が発表し進めています。各市町村の実情によって決めることが可能なものです。

教育長に質問致します。

和木町の場合、行うのか・行わないのか、もし行うのであれば、いつから開始するのかをお伺いします。また山口県の「家族でやま学の日」の制度において、発表では対象の子供は、公立小学校、中学校、高等学校、特別支援学校となっているようです。当地域では和木町立和木小学校、和木町立和木中学校が当てはまると思いますが、制度の導入校は両学校もしくは単独でお考えか、お伺いします。

議長 重岡教育長。

重岡教育長 ご質問にお答えいたします。

和木町においても、「家族でやま学の日」の制度を導入する予定で準備を進めております。

和木小学校・中学校はもちろんのこと、児童生徒の兄弟姉妹が通園している和木こども園の園児も考慮し、園小中同時実施に向けて現在調整をしております。

先月、教育委員会議やコミュニティ・スクール委員会、PTA連合会の総会等で「家族でやま学の日」の概要を説明し、周知を図ってまいりました。また、学校・園の運営協議会においても制度等について検討していただいたところでございます。

今月中旬に開催される社会教育委員会議後に、園小中には保護者宛文書を配布し、7月1日から開始したいと考えております。

三分一議員 はい、いつという開始時期は、

議長	三分一議員。挙手を求めてください。
三分一議員	はい、すいません。
議長	はい、三分一議員。
三分一議員	<p>いつという開始時期は7月1日で、誰がという対象者は和木小学生、中学生、幼稚園園児ということで承知いたしました。教育長に質問致します。</p> <p>「家族でやま学の日」という制度を利用すると、山口県内は対象となると思いますが、和木町外、山口県外の場合も対象となりますか。</p> <p>またどのような活動や体験、探索が制度対象となりますか。</p>
議長	重岡教育長。
重岡教育長	<p>活動場所については、県内外を問いません。</p> <p>活動内容については、山口県教育委員会義務教育課から示された資料では、家族での史跡めぐりや身近な植物調査、農業体験や新たなスポーツへの挑戦等が例として記載されております。</p> <p>今月中旬に配布する予定の文書にも、記載いたしますのでご確認をいただければと思っております。</p> <p>まあ、万が一不明な点がございましたら、園や学校の方にお問い合わせをしていただけたらというふうに考えております。</p>
議長	三分一議員。
三分一議員	<p>まあどこでというエリアは山口県外でも可能。そして対象者という、何をすればという活動内容もわかり、制度の概要を理解いたしました。これはラケーションという呼び名で、他県に行われた時の申請方法です。資料4をご覧ください。</p> <p>教育長にお伺いします。和木町では「家族でやま学の日」制</p>

度を利用しようと思った場合の、その申請方法をお伺いします。

議長 重岡教育長。

重岡教育長 「家族でやま学の日」という制度ですので、まず、親の休日を考慮し、いつ、どこで、どのような体験や探求活動ができるかを考えて計画を立てていただきます。

次に、その計画を保護者が申請書に記入します。その申請書は子どもさんを通じて担任に提出し、校長や園長の承認を受けることになります。

承認を受けた後に、計画した活動や体験、探索などを行います。

実施後は、家族で活動・体験を振り返り、今後の学校生活や日常生活にどのように活かしていくかという確認の話し合いをするという流れになると思います。

議長 三分一議員。

三分一議員 はい、おおよそ他県と同じことを理解いたしました。

教育長に質問致します。

少し確認なのですが、①番目の計画を立てる際の様式やテンプレートというものはありますか。また②の申請において、他県では2週間前にという情報もありますが、校長や園長の承認を受けるということであれば、和木町の場合は何日前に提出しなければならないという基準がありますか。

議長 重岡教育長。

重岡教育長 「家族でやま学の日」の活用までの流れや申請書の様式等についても、こども園、小中学校の保護者宛文書の中にお示しをいたします。

なお、申請についてですけれども、給食の手配等もごございます。

ので、1週間前までに申請書を担任へ提出していただきたいというふうに考えております。

議長 三分一議員。

三分一議員 ありがとうございます。
教育長に質問致します。

制度適用できる期間は、山口県の場合、3日程度と示されているのですが、和木町の場合も、合計3日までということでしょうか。

また、1月・2月・3月に、1日ずつ取得するといったものや、祝日を挟んで3日間取得するということも可能でしょうか。

議長 重岡教育長。

重岡教育長 和木町においても年度で合計3日までと考えております。

3日連続で取得することや学期や月に分けてそれぞれ1日ずつ取得すること、また、祝日を挟んで取得することも可能でございます。

議長 三分一議員。

三分一議員 ありがとうございます。
教育長に質問致します。

確認ですが、1年間というのが決まりだと思っておりますが、何月から何月の1年間でしょうか。また繰り越すことはできますか。

議長 重岡教育長。

重岡教育長 今年度に限ってになりますが、先程お話しましたように、制度開始の7月1日から令和7年の3月31日となります。

来年度からは、4月1日から翌年の3月31日までの1年間と考えております。

なお、繰り越すことはできません。

議長 三分一議員。

三分一議員 はい、教育長に質問致します。
家族でやま学の日制度が、利用できない日はありますか。

議長 重岡教育長。

重岡教育長 園や学校で行事が予定されている日や中学校の定期テスト期間中などは、この制度を活用することはできません。

この点につきましても、文書や申請書にお示ししておきたいと考えております。

議長 三分一議員。

三分一議員 教育長に質問致します。
「家族でやま学の日」を活用したことで受けられなかった授業等の内容は、どのように補う予定でしょうか。

議長 重岡教育長。

重岡教育長 受けられなかった授業の内容は、児童生徒自身が家庭等で学習することにより補うこととなります。病気等で欠席した場合と同様と考えております。

ただし、授業中に配付されたプリントや資料、宿題等については、「家族でやま学の日」活用後の登校時に担任等から渡されて指導を受けることになるというふうに考えております。

議長 三分一議員。

三分一議員	<p>教育長に質問致します。</p> <p>他にもこの制度における注意点、もしくは保護者に追加で伝えておくことがあれば、教えて下さい。</p>
議長	<p>重岡教育長。</p>
重岡教育長	<p>はい、県が、未来につながる家庭での体験的な学び、探求的な学びを応援するために、「家族でやま学の日」を導入したことを受け、和木町においても制度の導入・実施をしたいと考えております。</p> <p>いろいろとご質問いただいた内容につきましては、保護者あての文書に掲載できるようにしていきたいというふうに考えております。</p> <p>この「やま学」は、やまぐちで学ぶ、やまぐちを学ぶ、をモットーにしておりますので、子どもたちにとっては、学校とは違った場で、学校ではなかなかできない体験的・探求的な活動を、家族で話し合い、企画して実行することが大切になるというふうに考えております。</p> <p>併せて、保護者の皆様にとっても、こどもや子育てにやさしい休み方改革になることを願っております。</p>
議長	<p>三分一議員。</p>
三分一議員	<p>詳細の内容の説明頂き、ありがとうございました。</p> <p>この制度は、昨年他県で始まったばかりなので、その結果が県や町の目的である人口減少の克服に繋がるということも、まだ分かりません。</p> <p>しかしながら、制度の対象となる子供達にとっては、学校では学んだり、経験することができないことを、この制度を利用することで“可能となる”メリットがあります。</p> <p>各家庭面にとっても、家族で一緒に過ごせる時間が長くなり、また取得時期や場所によっては、長期休みと比べると費用面の負担を抑えることができるものとも考えられます。</p>

課題としましては、教員や関係者の方には、業務において少し負担を重ねてしまう面があるかもしれませんが、和木町の宝である子供達のためと思い、ご理解頂ければと思います。

なお、この制度は茨城県では3日間ではなく5日間となっているようです。和木町でも、この制度を実施した際には、しっかり評価し、とても有用的なものであると思われる場合は、当地域も期間の延長やよりよくするための各項目の修正等も今後検討頂ければと思います。

次に通告である、自転車保険の加入義務化についての質問です。

「はじめに」で説明した内容と繰り返しになりますが、山口県の施策である3つの柱の1つ、住み良い地域社会を創る部分では、「家族でやま学の日」を実施することによる山口県に定住させるまでの過程・プロセスによって、変化する外部環境もそうですが、現在・今住んでいる県民に対しての、安心して暮らすことができる地域社会を創るという意味を含んでいるのだと思います。なぜなら、「家族でやま学の日」を実施する際においても、現在・今住んでいる県民や町民の方の協力と、その方の安全を確保した日常生活が欠かせないものとなるからです。

そのため、近日では県議会でも、安心して暮らすことができる、が目的となる条例、山口県自転車の安全で適正な利用促進条例等も制定されております。

その内容は、先日、PTA連合会が開催された際に、説明があったとお伺いしました。今後、自転車利用者には保険の加入が義務化されるという重要な内容も含みますので、町民全体に周知・告知しなければならない点を含めまして、質問させていただきます。

自転車保険に関しましては、山口県自転車の安全で適正な利用促進条例に基づき、令和6年10月より義務化がされるそうです。

企画総務課長に質問致します。義務化ということであれば、小学校、中学校、また高校生等に限らず、該当する町民の方に

は、その内容を含めて何らかの周知する必要があるのではないかとと思われます。現在既に周知・告知した方法と、今後の方針や方法についてお伺いします。

議長 渡邊企画総務課長。

渡邊企画総務課長 ご質問のありました自転車保険の加入義務化でございますが、今年4月1日に山口県自転車の安全で適正な利用促進条例が施行され、今年10月1日から、まあ議員おっしゃいましたように加入義務がスタートします。ここでは省略して自転車条例と呼ばせていただきますが、この自転車条例は、全国で広く条例化されており、山口県は都道府県としては44番目に制度化されております。

和木町での実施予定を含めた広報活動についてですが、3月下旬に山口県から自転車条例施行の幟が届きましたので、4月の春の全国交通安全運動の時期にあわせ役場前に掲出して、9月の秋の全国交通安全運動の時期にも同様に掲出する予定としています。

また、5月20日に開催しました行政懇談会の中でも、自治会長の皆様に自転車条例についてお知らせをしており、今後は、広報わき7月号と9月号にて自転車条例について広報をする予定としております。

山口県におきましては、自転車販売店での販売時における広報に力をいれたり、学校での自転車教育を充実させることで、自転車保険の周知を図っていくと聞いております。

和木町では、自転車の運転者が加害者になる重大な死亡事故は発生しておりませんが、今後も悲惨な事故が発生しないよう、引き続き交通安全思想の啓発に努めてまいります。

議長 三分一議員。

三分一議員 承知いたしました。

教育長に質問です。こども園の園児、小学生、中学生に対し

てはどうでしょうか。

議長 重岡教育長。

重岡教育長 園や小中学校の子どもたちにも関わる内容であることから、5月に開催された和木町PTA連合会の総会の席で、教育委員会からのお知らせをさせていただきました。県のホームページに掲載されている「加入していますか自転車保険、かぶっていますかヘルメット」というチラシを印刷して配布し、まずは役員さん方へお知らせをいたしました。このチラシでございますが、三分一議員さんも見えておられるんじゃないかなというふうに思います。

また、毎月初めに開催しております教育委員会関係の主管長会議でも毎回のように確認をしているところでございます。

県条例には「学校の長は、自転車を利用する児童、生徒及び学生並びにその保護者に対し、自転車損害賠償責任保険等に関する情報を提供するよう努めるものとする。」という条文がありますので、児童生徒への啓発や保護者へチラシを配布するなどの情報提供を行うことになっており、県のホームページに掲載されている先程お示ししましたこのチラシを使って交通安全の指導を行ったり、保護者あてにチラシを配布したりして周知を図っていると承知しております。

議長 三分一議員。

三分一議員 ありがとうございます。

議会もできるだけ多くの方法で周知し、議会と行政・執行側が一体となって、両側面から町民に周知を徹底し、各町民の安心した暮らし、また地域社会を築いていきましょう。宜しくお願い致します。

またその周知の内容ですが、既にご存知かもしれませんが、今回の山口県の義務化されるという条例は、自転車乗車時において、相手方の損害賠償を含んだ保険の加入を義務づけたとい

うものです。

資料5の図をご覧ください。

分かりやすく賠償・補償を考えるために、縦軸には対象者を示し、上側に相手、下側に自分、横軸には対象部分を示し、左側に体、右側に物とします。

これを、いわゆる自動車保険の名称で言いますと、①の部分は対人賠償というものに該当します。

対象者は相手、対象になる部分は体になるからです。同様に②の部分は対物賠償、③の部分は人身賠償としての補償、④の部分は車両保険による補償、となります。そして、今回、自転車利用者の加入が義務化となった部分には、この①の部分です。

義務になったのは、どのような場合の保険かという具体的な例を上げます。Aさんが自転車に乗車していて、歩行者Bさんに衝突してしまった。この場合、AさんはBさんに損害賠償を支払わなければならないという事例があると思います。その場合を考慮し、相手方の体の損害賠償を含んだこの①の部分の保険の加入が、自転車利用者Aさんに10月から義務化されるというものです。

見舞金という被害者側だけの保険や共済も多くありますが、①の部分の損害賠償が含まれていないことがありますので、その確認が必要です。

教育長に質問致します。

資料6に示しますが、現在の和木町の学校に通っている小学生・中学生、もしくはこども園児には、学校管理下と呼ばれる学校の行き・帰りの登下校中と学校生活・活動中の保険として、独立行政法人日本スポーツ振興センターの「災害共済給付金制度」に加入していると聞いています。

この制度ですが、この保証の範囲はどこまでで、その費用は、どこが負担しているのでしょうか。

議長 重岡教育長。

重岡教育長

はい、日本スポーツ振興センターの「災害共済給付金制度」は、学校の管理下、授業中であつたり、学校行事、あるいは登下校等における活動中のけがや、熱中症等の疾病になった時に見舞い金を給付するという制度でございます。

例えば、自転車通学の生徒が登下校中に転倒してケガをしたという場合には、学校の管理下ですので給付の対象となりますが、歩行者に追突してケガを負わせた場合には、被害者への補償、損害賠償はございません。

なお、日本スポーツ振興センターの「災害共済給付金制度」における一人あたりの掛金額でございますが、小中学生は年間935円、こども園児は285円でございます。

この金額は、保護者と学校の設置者、和木町の場合は町ということになりますが負担することになっており、保護者の負担割合は通常では4割から6割ですけれども、和木町の場合ではこども園、小・中学校の園児児童生徒に対しては、全額を町が負担しております。

議 長

三分一議員。

三分一議員

町がその費用を負担頂けているということで感謝致します。教育長に質問致します。

特に中学生の中には、自転車で登下校する生徒も多いと思います。その方は、先程の「災害共済給付金制度」で加入している場合では、見舞金しか支払われないということになると、この③の部分ということだけになりますので、その10月以降の、自転車加入する義務が果たせてない状態になってしまうということではよろしいでしょうか。

議 長

重岡教育長。

重岡教育長

そのとおりでございます。

損害賠償を払うようになってしまった場合の補償はございません。義務を果たせていない状態になることが懸念されま

		す。
議 長		三分一議員。
三分一議員		はい、そうですね、それでは「災害共済給付金制度」は学校管理下以外では保険適用外になってしまうので考えなければなりません。 少し関連しまして、住民サービス課長に質問致します。 町民全体の方は、和木町・自治会等より山口県市町総合事務組合交通災害共済の「交通災害共済」の加入、資料7が進められています。 私的ですが私も加入しております。この共済を加入している場合において、保険の義務化というものはクリアできますか。また掛金とその負担についても、お伺いします。
議 長		上村住民サービス課長。
上 村 住 民 サ ー ビ ス 課 長		お答えいたします。「災害共済給付金制度」は、加入者の皆さんが交通事故にあわれた場合に、お見舞金をお支払いするもので、相手方に対する賠償というのとはございません。また、相互扶助の少額制度で保険業法上の保険又は共済ではございません。よって、自転車条例で謳う自転車損害賠償責任保険等には該当いたしません。 次に、会費でございますが、一般が年額500円、中学生以下が300円、60歳以上の方は無料でございます。なお、本来の制度では70歳まで500円、70歳以上は300円となっておりますが、和木町では、町が負担することにより60歳以上を無料としております。
議 長		三分一議員。
三分一議員		ありがとうございます。 こちらも町の負担をいただいて感謝いたします。

また町民として、容易に加入していた、今回説明頂いた災害共済給付金制度と交通災害共済では、この③の部分の補償のみですので、義務化はクリアできないんですね。町民においては、まあ入っているからということで安心していても多いと思います。その辺りも、この交通災害共済だけでは不足していることを周知頂ければと思います。

また教育委員長に質問致します。

少し具体的な数値を持たないのですが、もし自転車事故が起こってしまった場合、他の県等で自転車事故の高額賠償の事例の金額とその詳細をお教え願います。特に学生の事故の事例があれば助かります。

議長 重岡教育長。

重岡教育長 先程お示しいたしましたこの県が作成しましたチラシ、このおもての左上にも自転車事故の高額賠償事例 約9,500万円というのが載っておりますが、これも含めて日本スポーツ振興センターがまとめております資料によりますと、この9,500万円と書いているものはです、2013年の神戸地裁判決で損害賠償額が正確には9,521万円。これは、小学生が帰宅するために自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において、歩行中の女性と正面衝突。女性が頭蓋骨骨折等の重傷を負って意識不明となったという事例でございます。

また2020年、令和2年、4年前ですか、高松地裁判決 損害賠償額が9,330万円というのもありました。男子高校生が夜間、イヤホンで音楽を聞きながら無灯火で自転車を運転中に、パトカーに追跡を受けて逃走しておったようでございます。その逃走中に職務質問中の警察官に衝突。約2か月後に警察官が亡くなったという事例もございました。

もう一つちょっと例を挙げますと、2008年 東京地裁判決でございますが、損害賠償額9,266万円。これは男子高校生が昼間、自転車で横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断をして走行したため、対向車線を自転車で直進してい

た男性会社員と衝突。男性会社員に重大な障害が残ったという事例だそうでございます。

いずれにしましても損害賠償額が9,000万円以上の事例紹介、こういったことで増えておるようでございますが、その他自転車事故の賠償事例は年々増加しているという報告もされております。

議長 三分一議員。

三分一議員 ありがとうございます。

私的な意見ですが、不慮なこと、まあ過失というところも先程の事例からはありましたけれども、不慮なことという状況の可能性があるにもかかわらず、また将来の長い学生の場合であっても、かなりの高額な請求が発生し、今後の人生設計に大きく左右される結果、また状態になってしまいます。だから他県を含めて、条例で義務化されている傾向があることが推測されます。このような不慮なことがあった際も、安心して暮らすことができる最低限の生活を確保するためには、自転車の利用する時と、保証内容を合わせて、再度確認する必要があることが分かりました。

教育長に質問します。

先ほど説明した災害共済給付金制度・交通災害共済だけでは不足しているため、足りない部分は補わなければ、義務化をクリアできないことになります。

和木町の場合、こども園、小学校、中学校があるため、その部分を考えたいと思いますが、その施設に通う園児、小学生、中学生を持つ家族が足りない部分を補う方法はありますか。

議長 重岡教育長。

重岡教育長 多くの児童生徒が自転車を利用、使用しておりますが、さまざまな自転車保険があり、それぞれの家庭の判断で加入されるものですから、その状況把握等は確認を十分なところはできて

いないところですが、自転車事故による損害賠償事案が増加していることから、保険加入の義務化を条例等に規定する自治体が増えているところがございます。山口県も先程お話がありましたとおり今年度4月に県条例を制定し、保険加入については10月1日施行ということになりました。

先ほどご紹介・ご覧いただきました、何度もお示ししておりますが、この県のホームページの、加入していますか自転車保険、かぶっていますかヘルメット、というチラシには、自転車損害賠償責任保険等の加入状況を自分でチェックする、裏面なんですけども、フローチャートがございますので、お一人お一人でご確認いただければというふうに思っております。

また、自転車損害賠償責任保険等の種類についても、この下の方になりますけれども、詳しく掲載してありますので参考にして、各ご家庭で検討いただければ幸いと思います。

今後も引き続き、園や学校等から自転車損害賠償責任保険等に関する情報の提供には努めてまいりたいというふうに考えております。

議長 三分一議員。

三分一議員 はい、承知致しました。
企画総務課長に質問いたします。
学生だけでない町民においても、何か足りない部分を補う方法はあたりしますか。

議長 渡邊課長。

渡邊企画総務課長 はい、お答えします。
先程来の質問で教育長や住民サービス課長がお答えしていますように、災害共済給付制度も交通災害共済も加入者に対するお見舞金を給付するというものでございまして、被害者への補償、損害賠償を行う保険とは全く異なる制度でございます。こういった事故に対する補償、損害賠償については、町で補完

する制度というものは特に設けておりませんので、ご家族を含むご自身が加入されている保険の内容を確認していただきたいと思います。保険の補償内容につきましては、いくら補償で十分である、というような下限は設けておりませんが、近年の事故の傾向では、先程教育長からご説明がありましたように、自転車による事故でありましても高額な損害賠償が発生するケースが多々あることから、被害に対する保障が十分満たされる保険に加入されることが望ましいと考えます。

議長 三分一議員。

三分一議員 ありがとうございました。

自転車はとても便利なものですが、スピードを出したりすると不慮な事故を生じ、時に命の危険や損害賠償まで発生させてしまう可能性もあります。この自転車を利用する、こども園の園児、小学生・中学生、そして町民にとっては、今回有用な情報をご提供頂けたのではないかと思います。

きっとこの他にも、他の団体の保険や共済・制度に加入したりすることができると思いますが、不慮なことがあった際も、安心して暮らすことができる最低限の生活を確保できる状態を創っておいて頂きたいと思います。

なお、自転車においては、現在 ヘルメットの努力義務、また先日、道路交通法改正案も国会で可決・成立し、反則金を課した法律が2026年程度に運用・施行されていくようです。その改正案では、イヤホンを聞きながらの運転や、傘差し運転等の自転車違反行為に反則金の支払いが必要となってくるようです。

各地域によって基準や反則金に違いが出てくるようですが、まあいずれにしましても、自転車の転換点にきており、様々なことが変化しているため、そのたび周知が必要になります。

この点においても、議会も行政・執行側と協力して、町民に周知・告知していきたいと思います。その際は宜しくお願い致します。

最後に、「家族でやま学の日」を行い、また町民の自転車保険の加入義務化によって、山口県の少子化の流れを変える。社会減の流れを断ち切る。住み良い地域社会を創る。この3つの視点から、山口県または和木町の人口減少の抑制の一助となることを望んでいます。しかし成果を、正確に測ることはできません。人口増減の原因が、社会情勢や体制といった大きな問題から、個人の小さな問題、様々な他の要因も考えられるため、それを明らかにすることは難しいと思います。政策・施策において、このようなことは多分にあるとは思いますが、リスクを恐れて何もやらなければ、何も解決しないものとなってしまいます。課題解決に結び付けるためには、やはり実際にやってみる、試してみるしか方法はないと思います。

これまでの慣習に捉われることなく、今回の「家族でやま学の日」の制度実施のように、まずは一步目を踏み出してみて、それが良いか、悪いかをフェアな状態でしっかり評価・判断し、今後の方針を決めていく方法しかありません。

民間的な発想かもしれませんが、町民の課題や問題と感ずるものがある以上、今後も、多面で意見や提案、討論をさせていただきます。

山口県では、多くの課題を乗り越えて、「安心で、希望と活力に満ちた山口県」を表現していくと発しました。当方もこの和木町を「安心で、希望と活力に満ちた和木町」の創造に近づけるよう、共に取り組んで参りたいと思いますので、今後とも宜しくお願い致します。

以上で、質問を終わります。

議 長 再質問がないようですので、以上で、三分一淳議員の一般質問を終わります。

議 長 暫時休憩いたします。
10時15分から開始いたします。

休 憩 10時 03分

再 開 10時 15分